

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた上場制度上の対応に係る有価証券上場規程等の一部改正について

2020年3月31日

株式会社東京証券取引所

I 改正趣旨

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大と長期化懸念は、マクロ経済の動向や企業業績に与える影響の不確実性の増大を通じ、実体経済と株式市場の双方に大きなインパクトを与えております。

当取引所では、企業活動への影響度合いを踏まえ、上場会社及び上場申請会社に対する現行の上場制度の適用につき、実態に応じた柔軟な取扱いを可能にするため、新型コロナウイルス感染症の影響に配慮した特例を新設いたします。

II 改正概要

1. 上場会社を対象とした対応

(1) 債務超過

- 上場会社が、新型コロナウイルス感染症の影響により債務超過の状態となった場合又は債務超過の状態が解消できない場合は、上場廃止までの猶予期間を1年間から2年間に延長します。

2. 上場申請会社を対象とした対応

(1) 監査意見

- 上場申請会社において、新型コロナウイルス感染症の影響により直前事業年度における監査報告書に「限定付適正意見」が記載されている場合も基準を充足するものとします。

(2) 上場審査料

- 新型コロナウイルス感染症の影響により新規上場に至らなかった場合であって、3年以内に再び新規上場申請を行うときは、上場審査料を無料とします。

(備 考)

- 有価証券上場規程（以下「規程」という。）第725条等
- 指定替え基準についても1年間の猶予期間を新設します。

- 規程第722条
- 一部指定、市場変更基準等についても同様とします。

- 有価証券上場規程施行規則第703条の4

Ⅲ 施行日（予定）

- ・ パブリック・コメント手続終了次第、速やかに施行します。
- ・ 項番1については、2020年3月13日以後の日を事業年度の末日又は上場廃止に係る猶予期間の最終日とするものから適用します。

以 上